

重要

返還完了まで大切に保管  
してください。

# 新版

# 返還のてびき

— 高等学校等奨学金 —

平成29年11月改訂

公益財団法人  
**群馬県教育文化事業団**



〒371-0801 前橋市文京町二丁目20-22  
TEL 027 (243) 0411(奨学金課直通)  
027 (224) 3960(代表)  
FAX 027 (221) 4082

<http://www.gunmabunkazigyodan.or.jp/>  
e-mail: [syougaku@gunmabunkazigyodan.or.jp](mailto:syougaku@gunmabunkazigyodan.or.jp)

## 目 次

・返還が始まる皆さんへ	1
・貸与終了から返還完了まで	2
・返還 Q&A	3
I 奨学金の返還について	
1 返還方法	4
2 返還期日と返還開始	4
3 返還年数と割賦金額	4
4 繰上返還	5
5 返還猶予	6
6 返還免除	7
7 返還を延滞した場合	8
8 返還完了	8
II 返還に関する手続きについて	
1 貸与終了時の手続き	9
2 返還猶予中から返還開始までの手続き	10
3 その他の手続き	10
III 手続きに必要な様式	11
・奨学金借用証書（様式第 24 号）	
・奨学金返還計画変更願（様式第 25 号）	
・奨学金返還猶予願（様式第 26 号）	
・在学届（高校等在学生用）（様式第 27 号）	
・氏名・住所等変更届（様式第 30 号）	
・連帯保証人変更願（様式第 31 号）	
・奨学金返還免除願（様式第 32 号）	
・奨学金返還開始届（参考様式）	
IV 群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金貸与規則	20

この「返還のてびき」は、群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金の貸与を受けた皆さんのために、奨学金の返還について、その内容と手続きをまとめたものです。奨学金の返還が完了するまで、大切に保管し、活用してください。なお、事業団のホームページにも、返還のてびきや様式などが掲載されています。

## 返還が始まる皆さんへ

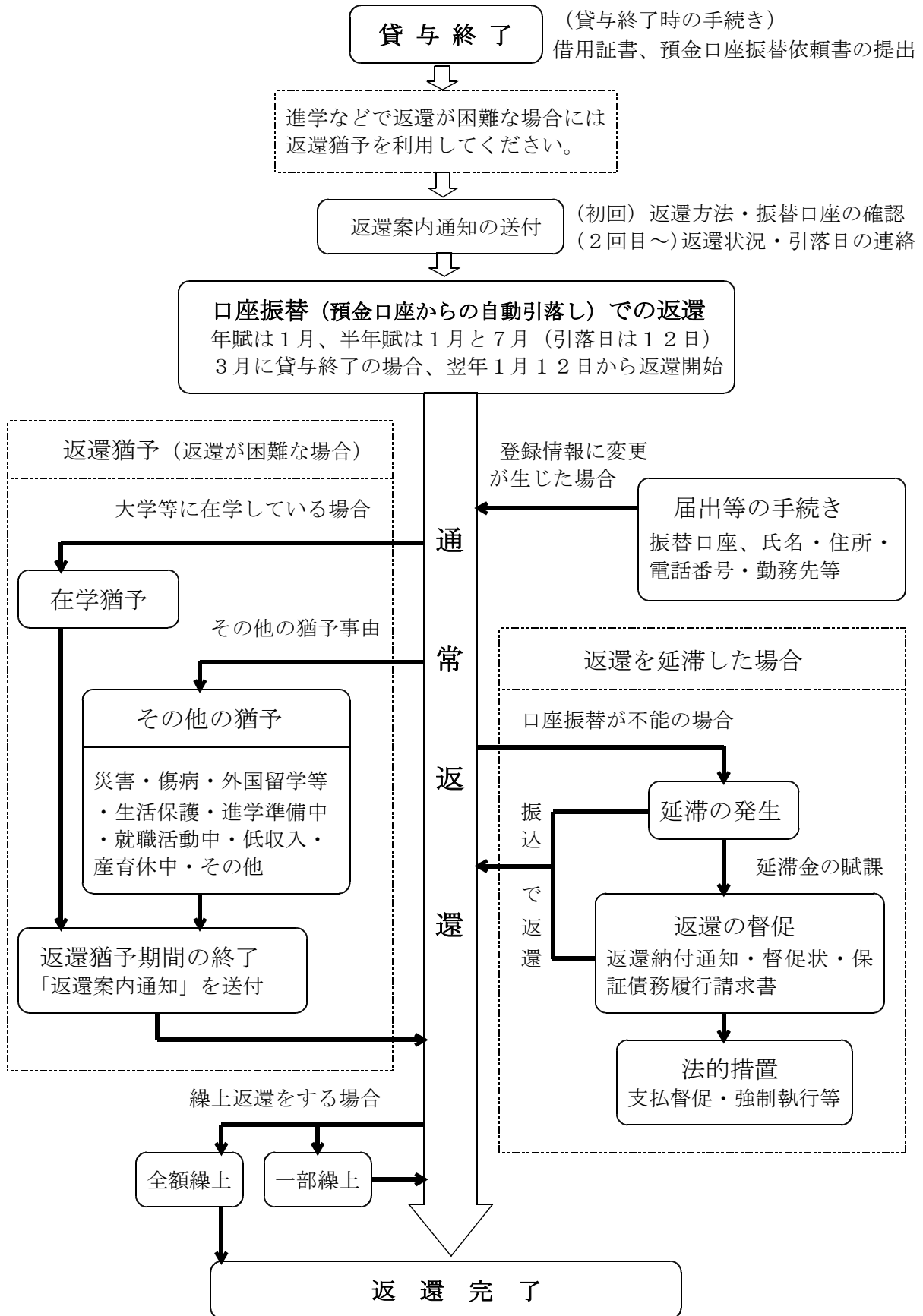
- ・当事業団の奨学金は、「貸与」であり、返還していただく必要があります。
- ・返還金は、奨学金の資金となり、後輩に貸与される仕組みになっています。
- ・多くの後輩に奨学金が貸与されるよう、一人ひとりが責任をもって、約束どおり確実に返還してください。
- ・なお、返還が困難になった場合には、返還猶予が認められる場合（6頁参照）がありますので、事業団へ御相談ください。

※ 奨学金登録情報メモ欄（借用証書等からメモしてください。）

奨学生	奨学生番号		氏名	
	住所	〒		
	電話番号	(携帯)		
	勤務先	(電話番号)		
返還計画	借用金額	円		
	返還方法	年賦・半年賦・( )	返還年(回)数	年(回)
	返還開始	年 月	返還完了予定	年 月
	割賦金額	円 (最終回割賦金額) 円		
	振替口座 (口座名義)	_____ 銀行 _____ 支店 普通 (口座番号) _____ _____ ゆうちょ銀行 (記号) _____ (番号) _____		
親権者等 連帯保証人	氏名		続柄	
	住所	〒		
	電話番号	(携帯)		
別生計 連帯保証人	氏名		続柄	
	住所	〒		
	電話番号	(携帯)		

注) 登録情報に変更があった場合には、必ず手続き（10頁参照）をしてください。

## 貸与終了から返還完了まで（一括返還の場合を除く）



## 返 還 Q & A

### 貸与終了時の手続きは？（9頁参照）

- 借用証書（様式第24号）を作成して、事業団へ提出してください。
- 預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）を金融機関へ提出してください。

### 奨学金はどう返すのか？（4頁参照）

- 「年賦」、「半年賦」による割賦返還と「一括返還」があります。
- なお、月賦での返還は、できません。

### いつから返還が始まるの？（4頁参照）

- 満期（3月卒業）の場合は、翌年1月からです。
- 中途終了の場合は、6ヶ月経過後の返還期日（1月または7月）からです。

### 住所・電話番号等が変更になったときは？（10頁参照）

- 本人、連帯保証人（親権者・別生計）の氏名・住所・電話番号・勤務先が変更になった場合には、氏名・住所等変更届（様式第30号）を提出してください。
- 振替口座を変更する場合は、事業団へ御連絡ください。

### 繰上返還をしたいときはどうするの？（5頁参照）

- 繰上返還はいつでもできますので、事業団へ御連絡ください。

### 返還が難しくなったときは？（6～7頁参照）

- 返還期日の延期を希望する場合には、返還猶予願（様式第26号）を提出してください。
- なお、減額返還制度は、ありません。

### 返還を延滞したときはどうなるの？（8頁参照）

- 返還期日から6ヶ月経過すると延滞金(6ヶ月ごとに2.5%)が賦課されます。
- 本人や連帯保証人に、文書や電話などで督促や請求を行います。

# I 奨学金の返還について

## 1 返還方法

返還方法には、「年賦」、「半年賦」による均等返還と「一括返還」とがあります。なお、月賦での返還はできません。

返還方法の選択は、貸与終了時に作成する借用証書（様式第 24 号）で行います。

返還方法を変更する場合には、奨学金返還計画変更願（様式 25 号）を提出してください。

## 2 返還期日と返還開始

返還期日・支払方法・返還開始は、返還方法によって異なります。なお、※印の注意書きも留意してください。

返還方法	返還期日	支払方法	返還開始
年賦	毎年1月 ※1 (引落日は12日)	口座振替（預金口座からの自動引落し） ※2 【手数料は事業団負担】	3月卒業の場合、年賦・半年賦とも、翌年1月から返還開始となります。 なお、途中で貸与終了の場合は※3を参照のこと。
半年賦	毎年1月と7月 (引落日は12日)		
一括返還	貸与終了の翌月	奨学金返還口座への振込み 【手数料は自己負担】 ※4	返還期日まで

※1 12日が銀行休業日のときは、翌営業日の口座振替（引落し）となります。

※2

①口座振替のできる金融機関

原則として、ゆうちょ銀行または群馬銀行でお願いします。

ただし、都合により他の金融機関（農林中央金庫を除く全国の銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫など）を希望される場合には、事業団へ御連絡ください。

②振替口座は、奨学生本人名義でなくても差し支えありません。

※3 中途辞退・退学者等は、貸与終了の翌月から起算して6ヶ月経過後の直近の返還期日からとなります。

※4 事業団の奨学金返還口座は、8頁のとおりです。

## 3 返還年数と割賦金額

年賦・半年賦の場合には、貸与総額に応じて返還年数が定められています（別表2）。

1回あたりの割賦金額は、返還年数の均等払いで、年賦の場合には貸与総額を返還年数（半年賦の場合には返還年数×2）で割った金額となります。なお、100円未満は切り捨てで、最終回は残額となります。

【貸与規則 別表2】

貸与を受けた奨学金の額	返還年数
200,000円 以下のもの	6年
200,000円 を超え 500,000円 以下のもの	7年
500,000円 を超え 700,000円 以下のもの	9年
700,000円 を超え 1,000,000円 以下のもの	10年
1,000,000円 を超え 1,200,000円 以下のもの	12年
1,200,000円 を超えたもの	14年

【返還例】 3年間貸与した場合の返還金額

		貸与金額			返還 年数	返還金額	
		貸与月額	入学一時金	貸与総額		年賦の場合	半年賦の場合
国 公 立	自宅	18,000 円	—	648,000 円	9 年	72,000 円× 9 回	36,000 円× 18 回
	〃	18,000 円	50,000 円	698,000 円	9 年	77,500 円× 8 回 最終回 78,000 円	38,700 円× 17 回 最終回 40,100 円
	自宅外	23,000 円	—	828,000 円	10 年	82,800 円× 10 回	41,400 円× 20 回
	〃	23,000 円	50,000 円	878,000 円	10 年	87,800 円× 10 回	43,900 円× 20 回
私 立	自宅	30,000 円	—	1,080,000 円	12 年	90,000 円× 12 回	45,000 円× 24 回
	〃	30,000 円	100,000 円	1,180,000 円	12 年	98,300 円× 11 回 最終回 98,700 円	49,100 円× 23 回 最終回 50,700 円
	自宅外	35,000 円	—	1,260,000 円	14 年	90,000 円× 14 回	45,000 円× 28 回
	〃	35,000 円	100,000 円	1,360,000 円	14 年	97,100 円× 13 回 最終回 97,700 円	48,500 円× 27 回 最終回 50,500 円

4 繰上返還

繰上返還（返還期日が到来しない割賦金の全額または一部の返還）は、いつでもできます。  
繰上返還の場合は、事前に事業団へ連絡のうえ、事業団の奨学金返還口座（8 頁）へ振り込んでください。なお、振込手数料は自己負担となります。  
また、繰上返還による優遇措置はありません。

一部繰上返還をした場合は、原則として、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。次回の返還は通常どおりとなります。

※なお、この取扱い（繰上処理）は、変更（「先掛処理」といって、返還期間は短縮せずに、繰上返還した分の返還期日の口座振替は行わないようにすること）もできますので、事業団へ御連絡ください。

## 5 返還猶予

何らかの事情で返還が困難になった場合には、返還猶予（返還期限の延期）が認められる場合があります。

返還猶予は、返還期限の延期であり、返還金額が減少するものではありません。

真にやむを得ない場合にのみ申請されるようお願いいたします。

### (1) 返還猶予事由

返還猶予が認められるのは、次表に掲げるとおりです。

必ず申請が必要になりますので、御不明な点は事業団へ御相談ください。

貸与規則の規定	猶予事由	添付書類	猶予期間	申請	留意点
(1) 災害、傷病で返還が困難なとき	災害	罹災証明書（市町村や消防署など）等	1年以内 (継続可)	1年ごと	
	傷病	診断書（療養期間の記載のあるもの）等	1年以内 (継続可)	1年ごと	
(2) 高校、高専、短大、大学、大学院等に在学するとき	在学	在学証明書、在籍期間証明書、学生証の写し  ※高校在学中の場合は在学届（様式第27号）	在学期間	入学時など  (4月中)	中途退学の場合には、返還開始届を提出のこと。
(3) 外国留学、研究に従事するとき	外国留学等	事実を証明するもの（日本語訳を添付のこと）	1年以内 (継続可)	1年ごと	(3)と(5)の合計で5年が限度
(4) 生活保護を受けているとき	生活保護	生活保護受給証明書、民生委員の証明	1年以内 (継続可)	1年ごと	
(5) その他真にやむを得ない事由により返還が困難なとき	進学準備中	予備校、出身学校の証明や学生証の写し等	1年以内 (継続可)	1年ごと	(3)と(5)の合計で5年が限度
	就職活動中	雇用保険受給資格者証、ハローワークカード <sup>*</sup> の写し等			
	低収入	所得課税証明書、源泉徴収票、給与支払証明書等  ※「低収入」の基準 【給与所得の場合】 年間収入 200 万円以下 【給与所得以外の場合】 年間所得 130 万円以下			
	産育休中	勤務先の休業証明書、母子健康手帳の写し等			
	その他	事業団へ事前に御相談ください。			



## (2) 返還猶予の申請

返還猶予の申請は、奨学金返還猶予願（様式第 26 号）に、猶予事由を証明することのできる書類を添付して、事業団へ提出してください。

なお、添付書類の欄に「等」とあるのは、猶予事由を証明できるものであれば、例示された書類以外でも結構です。具体的には、事業団へ御相談ください。

返還猶予が承認された場合には、奨学金返還猶予決定通知（様式第 28 号）を送付します。

## (3) 申請時期

返還猶予願の提出は、返還期日の 2 ヶ月前まで（返還期日が 1 月の場合には前年 1 1 月末まで）にお願いします。

なお、在学猶予の場合には、原則として 4 月中に申請してください。

## (4) 猶予期間

### ① 在学猶予の猶予期間

在学猶予は、平成 30 年度から、1 回の申請で在学期間（4 年制大学の場合は 4 年間）の猶予を認めることになりました。

猶予期間終了後の返還期日は、在学期間分だけ延期されます（返還期日が高校卒業の翌年 1 月であった場合は、大学卒業の翌年 1 月が新たな返還期日になります）。

なお、中途終了（退学など）の場合には返還開始届を、引き続き在学する場合には返還猶予願を提出してください。（10 頁を参照のこと）

### ② その他の猶予の猶予期間

猶予期間は 1 年以内（年賦の場合は 1 回分、半年賦の場合は 2 回分）で、継続して猶予が必要な場合には 1 年ごとに申請してください。（10 頁を参照のこと）

なお、猶予期間の上限は、「(3) 外国留学、研究に従事するとき（外国留学等）」と「(5) その他真にやむを得ない事由により返還が困難なとき（進学準備中、就職準備中、低収入、産育休中、その他）」の場合については、それらの合計で 5 年間までとなります。

## 6 返還免除

本人が返還できなくなった場合には連帯保証人が返還することになっていますが、次の①と②の場合には奨学金返還免除願（様式第 32 号）を提出することにより、返還未済額の全部または一部を免除することができます。

なお、返還免除の申請を行う場合には、事前に事業団へ御連絡ください。

### ① 死亡により返還が困難な場合（全部免除）

本人死亡により返還ができなくなったときは、次の書類を提出してください。

- ・奨学金返還免除願（連帯保証人 2 名の連署）
- ・本人死亡の事実が記載された戸籍抄本（個人事項証明）または住民票等の公的証明書

### ② 精神または身体の障害により返還が困難な場合（全部または一部免除）

本人が精神または身体障害により労働能力を失った場合（全部免除）や労働能力に高度の制限を有する場合（一部免除）には、次の書類を提出してください。

- ・奨学金返還免除願（本人、連帯保証人 2 名の連署）
- ・医師の診断書（労働能力の有無がわかるもの）
- ・所得（課税）証明書など

## 7 返還を延滞した場合

### (1) 口座振替（自動引落し）ができなかった場合

割賦返還の場合には、口座振替（本人の希望する金融機関口座からの自動引落し）されるよう手続きを行っていますが、残高不足等の場合には、引落しができません。

その場合には、事業団の奨学金返還口座へ振込んでください。なお、振込手数料は自己負担となります。

また、残高不足以外で引落しが不能となるのは、口座名義が変更されている場合が多くなっています。結婚などで口座名義を変更した場合には、必ず事業団へ御連絡ください。

#### 【事業団の奨学金返還口座】

	銀行名（支店名）	預金種目	口座番号	口座名義
銀行からの振込みの場合	群馬銀行（県庁支店）	普通	0 5 2 9 8 4 4	公益財団法人 群馬県教育文化事業団
	ゆうちょ銀行（〇一九） <small>ゼロイチキョウ</small>	当座	0 4 6 5 3 0 9	
ゆうちょ銀行での振替（払込）の場合 （記号）0 0 1 0 0 6 （番号）4 6 5 3 0 9				

※ゆうちょ銀行でATMを利用して本人口座から振替をすれば、手数料が無料となる場合があります。

### (2) 延滞金

返還期日を過ぎて割賦金が返還されない場合には、返還期日から6ヶ月経過した翌月1日に延滞金（6ヶ月につき2.5%）が賦課されます。

延滞金は、6ヶ月経過するごとに賦課されますので、注意してください。

なお、延滞金が生じている場合、入金があった返還金は、返還期日の最も古い割賦金から延滞金・割賦金の順序で充当されます。

### (3) 督促

事業団（または事業団が委託した債権回収業者等）から、返還期日を過ぎても返還されない方（延滞者）に対して、次のような文書通知を行うとともに、電話や自宅訪問等で返還を督促します。返還期限までに、事業団の奨学金返還口座へ振り込んでください。

なお、訪問の際に、直接現金を徴収することはありません。

- ① 奨学金返還納付通知 …… 返還期日に口座振替（自動引落し）できなかった場合に、本人または返還申出人に送付します。
- ② 奨学金返還督促状 …… ①の通知をしても返還されない場合に、本人及び親権者に送付します。
- ③ 保証債務履行請求書 …… ②の督促状を送付しても返還されない場合に、連帯保証人（親権者・別生計）に送付します。

### (4) 法的措置

以上のような措置を行っても返還されない場合には、民事訴訟法に基づく法的措置（支払督促、強制執行、訴訟など）を行う場合があります。

なお、法的措置にかかった費用は、延滞者の負担となります。

## 8 返還完了

返還が完了したときは、返還完了通知を送付します。

## II 返還に関する手続きについて

### 1 貸与終了時の手続き

奨学金の貸与は、満期（卒業など）、辞退、退学などにより、終了します。  
その際、借用証書等を作成して、返還方法を選択し、返還を約束していただきます。

#### (1) 貸与終了時に提出が必要な書類

貸与終了時には、奨学金の返還を約束する「奨学金借用証書」と、返還金を預金口座から自動振替（引落し）することを金融機関に申し込む「預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」の手続きが必要になります。

提出書類	備 考
① 奨学金借用証書 (様式第 24 号)	・ 本人、親権者及び連帯保証人 2 名が署名して、返還を約束する。 ・ 連帯保証人 2 名の印鑑登録証明書を添付して、提出のこと。
② 預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書 (ゆうちょ・群馬銀行用)	・ 年賦、半年賦で返還の場合に、銀行に提出して預金口座振替（自動払込）の依頼（申込）を行ってください。 ・ 銀行で手続きを済ませ、控えのコピーを事業団に提出のこと。 (他の銀行を希望する場合には、事業団へ連絡してください。)

#### (2) 借用証書（様式第 24 号）について

##### 【署名欄＝借用証書の左側】

- ① 借入金額は、事業団から送付された「貸与明細」を確認し、正しく記入してください。  
※金額の訂正はできませんので、誤った場合には全部書き直しをお願いします。
- ② 住所欄は、現在の住所（住民票登録済み）を記入してください。  
※住所の変更が予定されている場合は、その旨を付記してください。
- ③ 親権者欄は、本人が未成年の場合に、親権者全員が署名し記入してください。  
※親権者（父）が署名した場合には、「（後見人）」を 2 本線で消してください。
- ④ 連帯保証人（親権者、別生計）欄は、必ず自署し、実印を押印してください。  
※登録済みの別生計連帯保証人を変更する場合には、次の条件を満たす方を選定してください。  
・ 貸与終了時点で 65 歳未満で、被扶養者でなく、国内に住所があること。  
(さらに、外国人の場合は在留資格が「永住者」であること。)
- ⑤ 実印は、鮮明に押印してください。  
※押印間違いや不鮮明の場合には、2 本線で抹消し、余白に正しく押印してください。

##### 【返還計画＝借用証書の右側】

- ① 記入にあたっては、事業団から送付された「貸与明細と返還方法について」を確認して、記入してください。
- ② 返還方法は、Ⅰ年賦、Ⅱ半年賦、Ⅲ一括のうち、一つ選び○で囲んでください。
- ③ 猶予希望欄は、在学猶予などの希望がある場合に、「あり」を○で囲んでください。  
※実際に返還猶予事由が生じたときは、証明書類等を添付して返還猶予願（様式第 26 号）を提出してください（6～7 頁を参照のこと）。大学等の在学猶予は、入学後の 4 月中に申請してください。

#### (3) 「預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」の提出について

年賦、半年賦の場合には、原則として、ゆうちょ銀行か群馬銀行の預金口座からの自動引落し（口座振替）による返還となります。

そのため「預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」を記入のうえ、ゆうちょ銀行か群馬銀行の窓口へ提出し、返還された 3 枚目（預・貯金者控）をコピーして、奨学金借用証書とともに事業団へ提出してください。

なお、その他の金融機関からの口座振替を希望される場合には、事業団に連絡して、申請書を受領してください。

## 2 返還猶予中から返還開始までの手続き

※返還猶予の申請は6～7頁を参照のこと

### (1) 在学猶予の場合

在学猶予の場合には、返還期日が在学期間分（4年制大学の場合は4年間）延期されます。

※高校卒業後の初回の返還期日は通常「高校卒業の翌年1月」ですが、この返還期日が在学期間分延期されるので、在学猶予終了後の初回の返還期日は「大学卒業の翌年1月」となります。

なお、猶予期間中に退学等で猶予が不要になった場合には、返還開始届（19頁）を提出してください。

また、猶予期間終了後も、さらに猶予が必要な場合には、改めて、猶予申請してください。

卒業後に、事業団から「返還案内通知（初回）」を送付しますので、返還が可能なら返還開始届を、引き続き猶予が必要ななら奨学金返還猶予願を指定期限までに提出してください。

### (2) その他の猶予の場合

在学猶予以外の猶予事由の場合には、猶予期間は1年間です。

引き続き猶予が必要な場合には、猶予期間終了の2ヶ月前までに猶予申請してください。

継続の猶予申請がない場合には、事業団から返還案内通知を送付し、返還が始まります。

## 3 その他の手続き

### (1) 氏名、住所、電話番号、勤務先が変更になったとき

本人、親権者連帯保証人、別生計連帯保証人について、住所、氏名、電話番号（携帯）、勤務先が変更になったときは、氏名・住所等変更届（様式第30号）を提出してください。

### (2) 振替（自動引落し）口座を変更したいとき

振替口座の変更を希望する場合には、事業団へ電話連絡してください。

事業団から預金口座振替依頼書（複写式）を送付しますので、手続き（ゆうちょ・群馬銀行の場合には銀行の窓口に提出、その他の金融機関の場合には事業団へ提出）してください。

なお、振替口座の変更には、時間を要する場合がありますので、御留意ください。

また、結婚などで振替口座の名義を変更した場合には、事業団へその旨連絡してください。

### (3) 連帯保証人を変更したいとき

親権者連帯保証人や別生計連帯保証人が死亡するなど連帯保証人を続けられない事由が発生した場合には、連帯保証人変更願（様式第31号）を提出してください。

なお、連帯保証人は常時2名いることが必要です。2名を選任できない場合には、返還金残額を一括返還していただくことがあります。

※別生計連帯保証人の要件 独立の生計を営み、国内に住所を有し、返還能力がある者

※親権者連帯保証人の要件 父母兄弟姉妹またはこれに代わる者

### (4) 本人が死亡したとき

返還完了前に本人が死亡したときは、相続人または連帯保証人は、本人死亡の事実が記載された戸籍個人事項証明（戸籍抄本）を事業団へ提出してください。

なお、この場合、奨学金返還免除願（様式第32号）を提出することで、返還を免除することができます（7頁参照）。